

徳島市農業経営改善計画認定要綱

(目的)

第1条 認定農業者制度は、将来の徳島市の農業を担う意欲と能力のある農業者または農業法人等が現状の農業経営の改善・発展を目指すにあたって、農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づき本市が定めた、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）第6条に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を本市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものである。

(経営改善計画の記載)

第2条 経営改善計画の認定を申請する者（以下「認定申請者」という。）が作成する経営改善計画は、平成15年9月2日農林水産省告示第1419号（農業経営基盤強化促進法第32条の農林水産大臣が定める基準等を定める件。以下「告示」という。）に定める様式とする。（様式第1号）

2 また、経営改善計画には、認定申請者が関連事業者等と連携して行う経営改善のための措置を含めることができる。（詳細については別紙1に掲げるとおり）

(経営改善計画の認定申請)

第3条 認定申請者は、本市の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者である。したがって、本市の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができる。

また、次に掲げる取扱いに留意するものとする。

- (1) 複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して認定申請を行う必要がある。また、近接する他の市町村において既に認定を受けている者から、新たに認定申請があった場合には、当該市町村においても認定基準を満たしていることが想定されるため、特段の支障がない限り、認定することが望ましい。
- (2) 夫婦等の共同申請の取扱いについては、次に掲げる事項の全てが確認できる場合にあっては、複数の者による経営改善計画の認定の共同申請を認めることとする。

認定申請者が、全て同一の世帯に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含む。）であること。なお、「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団とする。

家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全てに帰属すること及び当該農業経営に関する基金的事項について当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

(経営改善計画の認定)

第4条 本市では、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとする。

- (1) その計画が本市の基本構想に照らして適切なものであること。
- (2) その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- (4) その他徳島市が定める基準（別紙2）に適合するものであること。

(経営改善計画の認定の通知)

第 5 条 本市が経営改善計画の認定を行ったときには、様式第 2 号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定申請書の写しを付してその旨を農業委員会に連絡するものとする。

2 経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して 5 年とする。

また、計画を変更した場合であっても、当初認定日から起算して 5 年間が有効期間となる。

3 **経営改善計画の審査体制については、次に掲げるとおりとする。**

(1) 本市が経営改善計画の認定するに当たっては、農業協同組合、農業委員会、土地改良区のほか、認定農業者、大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者といった農業者等から構成される組織(以下「第三者組織」という。)から意見を聴取し、客観的な立場からの意見を求めることとする。

(2) 人・農地プランに位置づけられた今後の地域の中心となる経営体(以下「中心経営体」という。)については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討会において、既に客観的な審査が行われていることから、当該経営体が同様の内容で認定申請を行う場合には、第三者組織による意見聴取等を省略することができるものとする。

4 複数の市町村において経営改善計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該経営改善計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとする。

5 人・農地プランとの整合性の確保

本市は、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るために人・農地プランを作成し、中心経営体への農地集積等を進めていくこととする。

中心経営体は、今後の地域を支えていく農業者となっていく必要があることから、認定農業者制度を活用し、各種支援措置を利用して効率的かつ安定的な経営を実現することが望ましいと考える。

このため、集落・地域の関係者の話し合いにより人・農地プランが策定された地域において中心経営体から経営改善計画の認定申請があった場合には、人・農地プランとの整合性の確保を図り、当該中心経営体が認定されるように配慮する。

(経営改善計画のフォローアップ等)

第 5 条 認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、農業経営指標(「新たな農業経営指標の策定について」(平成 24 年 3 月 27 日付け 23 経第 3612 号農林水産省経営局長通知)に規定する農業経営指標をいう。以下同じ。)を積極的に活用することとする。(様式は第 3 号)

具体的には、認定農業者は、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその経営改善を着実に進めるため、農業経営指標に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を少なくとも認定期間の中間年(3 年目)及び最終年(5 年)に本市へ提出するものとする。

2 チェック結果等の報告を踏まえ、必要な場合には、普及指導センター、農業協同組合、農業委員会、株式会社日本政策金融公庫等と連携して認定農業者の経営改善状況の把握や指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理するものとする。

(経営改善計画の取消し)

第 6 条 経営改善計画の取消事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

(2) 認定農業者又は関連事業者等が、経営改善計画に従って必要な措置を講じていないと認めるとき。

2 認定農業者が認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合は、是正指導や助言に努めるとともに、これらの指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合には、当該認定の取消しを行うこととする。

認定の取消しに当たっては、十分に事実確認を行うとともに、透明性を確保する観点から、第三者組織の意見も聴取した上で措置することとする。

なお、認定の取消しは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分該当することに留意する。

経営改善計画を認定する際においても、当該計画に記載された農業経営を改善するためのとるべき措置を講じていないと認められる場合には、認定を取り消すことがあり得る旨を周知する。

3 行政手続法に配慮した具体的な手続方法については、次に掲げるとおりとする。

(1) 取消しを行う旨及び聴聞を行う旨の通知の発出

市は、認定の取消の対象となる認定農業者に対し、事前に認定の取消しを行う旨を書面により通知する。その際、取消しの理由について、認定要件に照らしどのように抵触するのか、又は経営改善計画に従い必要となるどういった措置を講じていないのかを具体的に提示することとする。

に併せて、市は聴聞を行う旨を通知する。

市は、当該通知の発出から聴聞の開催までに十分な期間をとるとともに、当該通知に、行政手続法第15条第1項及び第2項に定められた事項のほか、代理人を選定することができること、聴聞に正当の理由なく出頭しなかった場合は聴聞を終了すること等について記載する。

(2) 聴聞の開催

市は、聴聞の開催までに、聴聞の主催者を指名する。

主催者は、聴聞において審理を行い、審理の経過を記載した調書を聴聞の期日ごとに速やかに作成する。また、聴聞の終結後、速やかに、認定の取消の原因となる事実に対する認定農業者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、調書とともに市に提出する。

(3) 取消通知の送付

市は、聴聞の調書及び報告書に記載された主催者の意見を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、その対象となる認定農業者に対し、その旨を通知する。その際、取消の理由とともに、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てはできない旨及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟を提起することができる旨を記載する。

（経営改善計画の再認定）

第7条 経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者が、継続的に経営の発展を図るためには、そのときの経営環境に適切に対応しつつ、経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で、新たな経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図っていくことが重要である。

このため、市は、関係機関と連携し、認定期間を満了する農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって、認定農業者制度の目的・意義等を再度周知した上で、その経営意向を十分確認しつつ、期間を満了する経営改善計画（以下「旧計画」という。）の実践結果について点検を行い、

必要に応じて、新たな経営改善計画（以下「新計画」という。）の作成を促すことが必要である。併せて、旧計画の計画内容とその達成状況を十分分析し、新計画の実現可能性を総合的に検討した上で、新計画の認定の可否を判断する。

（認定農業者に対する農地集積について）

第8条 認定農業者への農地集積を促進する仕組みとして、法では以下の農地の流動化を進める事業が制度化されており、市は、これらの事業を活用して認定農業者へ農地の集積を図ることができる。

- (1) 農業委員会が行う農用地の利用関係の調整
- (2) 農地保有合理化事業
- (3) 農地利用集積円滑化事業
- (4) 利用権設定等促進事業
- (5) 農用地利用改善事業

2 中心経営体が経営改善計画の認定を受けた場合は、地域の農業者の合意の下に農地が中心経営体に集積するプロセスが明確になっているので、市及び関係機関は、経営改善計画に掲げる目標年度までに集積を進むよう積極的に支援をする。

（関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供）

第9条 認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関においても認定農業者に関する情報を有しておくことが適当であるため、市が認定農業者に関する情報を関係機関等へ提供する際は、別紙3を参考にしつつ適切に対応することとする。

附則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

(別紙1)

農業経営改善計画における関連事業者等の取扱い

第1 関連事業者等の取扱い

- 1 関連事業者等とは、例えば、農畜産物を安定的に購入する食品加工業者及びスーパーマーケット、農作業の受委託契約を締結した者、農業生産法人に対して労働力を提供する派遣契約を締結した法人、農業生産資材の販売会社、農産物運送業者やライセンス契約する種苗会社等が該当する。なお、認定農業者たる農業生産法人に対する出資を含む場合にあっては、関連事業者等が農地法第2条第3項第2号のいずれかに該当する必要があることに留意する。
- 2 関連事業者等が「当該農業経営の改善のために行う措置」とは、その経営の財務基盤の強化を図るために行われる出資又は資金の融通のほか、関連事業者等との間における取引関係を通じて行われる生産技術や経営技術の提供など農業経営の合理化や安定発展等が見込まれる措置が該当する。

第2 農地法の特例措置

1 特例措置の適用を受ける者

法第14条の特例措置は、農業生産法人が作成し、市の認定を受けた経営改善計画に従って関連事業者等が出資を行う場合に適用されるものであり、その対象となるのは、当該計画に記載された関連事業者等及び当該農業生産法人（認定後に新たに農地等の権利を取得し農業生産法人となると見込まれるものを含む。）である。

2 出資により議決権を保有できる範囲

本特例措置の適用対象となる関連事業者等のうち耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人については、農業生産法人の構成員として必須となる常時従事者（農地法第2条第3項第2号二）の保有する議決権を除き、その割合について制限を受けずに出資することが可能である。

また、これ以外の者が経営改善計画に従って出資する場合にあっては、その保有できる議決権の割合は、当該関連事業者等以外の農地法第2条第3項第2号チに掲げる者も含め、全体の2分の1未満となる。

3 農業生産法人要件の遵守

本特例措置の適用を受けようとする農業生産法人は、経営改善計画の認定の有効期間経過後に農業生産法人要件を欠くこととならないよう留意する必要がある。

4 経営改善計画の認定の取消しが行われた場合

通常の議決権の割合についての制限が適用されることとなり、これにより当該法人が農業生産法人の要件を欠くに至る場合には、他の構成員への譲渡又は減資等を行うよう指導する必要がある。

(別紙2)

農業経営改善の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること。

1 農業経営の規模

(1) 本市の認定農業者の認定に際しては、農業者の目標年間所得を440万円、目標年間労働時間をおおむね2,000時間とする。申請された経営改善計画における部門別規模が基本構想で設定した規模を上回った場合(年間労働時間に関しては下回った場合)は、適切なものとして取り扱う。

(2) 経営改善計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができる。また、特定作業受託以外の作業受託についても、作物ごとに、基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することができる。この場合、基幹作業及び基幹作業数の確認に当たっては、「農用地利用集積の加速的推進について」(平成7年9月14日付け7構改B第941号農林水産省構造改善局長通知)を参照する。

(3) 農業経営の規模が、基本構想で設定した規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売等に取り組むことにより、所得水準等において目標の達成が確実と見込まれるときには、その計画を適切であると判断することができる。

(4) また、農業者が農地の規模拡大の取組のみならず、農畜産物の加工・販売等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農産物の生産と併せて当該取組により基本構想に掲げる所得水準等の目標を達成できると見込まれるときは、これを認定することができる。

なお、所得水準等の目標の達成の判断に当たっては、農業利益だけ見るのではなく、農業者戸別所得補償制度の交付金等を含めた収入及び加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当である。

2 生産方式

基本構想で設定した生産方式におおむね準拠している場合には、適切なものとして取り扱う。

基本構想で設定されていない生産方式、例えば有機農業を取り入れている場合にあっては、近隣の同種の農業経営の実態や認定申請者のこれまでの実績等も踏まえ、技術体系が確立されているか、流通・販売の方法が確立されているか、有機農産物の適正表示がなされているかなどの観点から判断し、認定するものとする。

3 経営管理の方法及び農業従事の態様

基本構想で示した指標は定性的なものが中心となるため、適切に経営指標に基づく自己チェックを行っているかなど、認定申請者の経営改善意欲の多寡を判断基準とする。

4 その他

次に掲げる事項に留意する。

- (1) 経営改善計画に記載した目標とする年間所得及び目標とする主たる従事者の年間労働時間については、認定申請者の目標設定に濃淡があると考えられることから、認定申請者が記載した目標そのものを判断基準とはせず、経営改善に向けた取組が行われて見込みがあるか、基本構想に掲げる目標とすべき所得水準を実現し得るかなど、効率的かつ安定的な農業経営となる見込みがあるかを判断基準とする。
また、年間労働時間については、その短縮だけを目指すのではなく、労働時間を如何に農業経営の発展に役立つ分野に充てているかといった観点から判断することも重要である。
- (2) 基本構想の経営の指標にさだめられていないような営農類型の経営であっても、都道府県内外の類似する基本構想における経営の指標などを踏まえ、認定するものとする。
一方、新規就農者については、認定基準に適合するものは認定し得るものとする。
- (3) 認定農業者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定農業者となることはできない。
- (4) 農業者が集落営農に構成員として参加し、権限を有する農地の全てを供した場合には、
当該農業者が権限を有する農地に係る内容を含む当該集落営農の営農計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に関わり、
経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落営農の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、
当該農業者個人が農業経営を行っている状況にあると捉えられることから、当該農業者個人を認定し得るものとして取り扱う。
- (5) 申請者が法人の場合にあっては、法人の構成員で、かつ、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとする。
- (6) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとする。

第2 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

認定申請者が作成する経営改善計画は、地域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るた

めに適切なものである必要がある。当該認定基準に該当すると認められない場合として、例えば、地域でブロックローテーションに取り組んでいる際にこれに参加しないなど、農業経営に供される農用地の利用が、作付け地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない場合がある。

第3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

1 経営改善計画の達成される見込みが確実であること。

経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査して行うこととする。

2 経営改善計画に関連事業者等が農業生産法人に出資をする計画が含まれる場合

農業生産法人の経営改善計画に関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人を除く。）からの出資が含まれる場合、農業生産法人の農業経営の安定性を確保するため、次に掲げる事項の全てを満たすことが必要である。

（1）当該出資が農業生産法人の経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

（2）当該関連事業者等が有することとなる議決権は、当該関連事業者等以外の農地法第2条第3項第2号に掲げる者の議決権も含め、全体の2分の1以上とならないこと。

なお、（1）の審査に当たっては、関連事業者等が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し、財務諸表その他市町村において必要と認められた資料の提供を求め、当該法人の事業の内容や財務状況の健全性等について審査する必要がある。

第4 その他

1 市は、認定審査の透明性を確保する観点から、市独自の判断基準を含む全ての判断基準を、その庁舎で閲覧に供し、又は市広報や市ホームページに掲載する等適切な方法により公開する。

2 市は、経営改善計画の認定及びその変更の認定や認定の取消を行った場合は、当該認定又は取消の年月日及び当該計画の内容について農業委員会に通知するなど、農業委員会において農業生産法人の要件適合性を確保するための事務を行う上で必要となる情報を速やかに提供する必要がある。

(別紙3)

関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

第1 認定農業者についての個人情報の取扱い

認定農業者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例等に基づき、適正に管理することが必要である。

第2 市が行う情報提供及び情報管理

- 1 市は、経営改善計画の認定申請があった場合には、市における個人情報の取扱方法等を説明した上で、認定申請者から、氏名及び年齢（法人にあっては、法人名）、住所、経営改善計画の認定の有効期間、経営改善計画の内容等を、関係機関に対し提供することについて、あらかじめ同意を得ておくことが必要である。

この場合、認定申請者に対しては、関係機関等との理解と協力が深まること、きめ細やかな支援が受けられること等、情報を提供することの趣旨やメリット等を十分に説明した上で同意を得ることとする。

- 2 市は、認定申請者から同意を得る際には、同意内容をお互いに確認し、後日の混乱等を未然に防止する観点から、書面により行うことが望ましい。この場合、書面には、例えば、情報の利用目的、内容及び利用方法、通知を行う関係機関等の名称、支援の実施以外の目的や利用方法で使わないこと等市の遵守事項等を明記しておくことが必要と考えられる。

- 3 農業経営指標の基づく自己チェックの結果についても、経営改善計画の取扱いに準じ個人情報を適切に取り扱うことが必要である。

特に自己チェックに基づくフォローアップを実施する際には、自己チェック結果を普及指導センター等の関係機関に提供することも想定されることから、1に規定する同意を得る際に、このことについても同意を得ておくことが望ましい。

- 4 市が情報提供を行う関係機関等には、株式会社日本政策金融公庫や独立行政法人農業者年金基金等を含めることが望ましい。

- 5 市は、経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者から新たな経営改善計画の申請があった場合であっても、その都度、1の規定に準じて個人情報の取扱いに関する同意を得ることが望ましい。

第3 関係機関等の情報管理

情報提供を受けた関係機関等は、個人情報を保護する観点から、認定農業者に関する情報については適切に管理することとする。